

## 川崎市自治基本条例素案パブリックコメント結果

### 前文

#### 意見

「私たち市民」と市民が主語となる表現は改めるべき(2件)。

#### 報告

前文は、条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べ、条例制定の理念を強調する場合に置かれることが多いとされます。この自治基本条例は、市の自治における基本を定めたものであり、地域社会における課題解決の主体を市民としているため、前文では「私たち市民」という言葉で理念を強調するために使っています。

#### 意見

市民都市という意味がわかりにくい(1件)

#### 報告

市民本位の自治のまちづくりを基本方針とする基本構想においても目標とされているもので、市民の誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能なまちを表現しています。

#### 意見

住民自治を重視するなら国・県との関係への言及は不要(1件)。

#### 報告

地方分権の時代においては、川崎市が基礎的自治体として、市民の方々の意向を踏まえながら、地域社会の課題の解決に自律的に取り組んでいくことが求められております。このためには、国県と対等な立場を構築していくことが不可欠であり、国・県との関係という団体自治に関する規定も重要であり、前文、基本理念とともに、一つの章を設け、規定しております。

#### 意見

市政の監視や評価も規定すべき(1件)

#### 報告

前文は、条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるものとされていますので、市政の監視については議会の権限として、評価については行政運営等の大きな柱として定めることとしました。

#### 意見

市民の理解と協力のもとで、市民都市・川崎の創造を市民に保障できるよう目指すとすべき(1件)

#### 報告

活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎の創造は、市民の方々も主体的に取り組む必要があると考えられます。

**意見**

持続可能な社会には、環境だけでなく、経済などの意味も含めているのか（1件）。

**報告**

持続可能な社会には単に環境だけでなく、経済、地域社会の営みなどさまざまな視点も含まれるものとしております。

## 第1 総則

### 1 目的

**意見**

市長は執行機関の中に含まれ、市長と規定する必要はない（1件）。

**報告**

市長も執行機関の一つですが、議員と同様に住民から直接選ばれ、市を代表し、市政全体の総合的な調整その他の重要な責務を担うものですので、市長その他の執行機関として頭だしする必要がありますと考えます。

**意見**

議会の前に市政を実際に決定・執行すると規定すべき（1件）。

**報告**

目的規定は、条例の基本形式として、題名とあわせて一見して条例の達成しようとする目的などを推測し、理解できるようにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を置くためのものであり、これを簡素に示す必要があると考えられます。このため、意思決定といった議会の役割については議会の規定において規定することとしております。議会の設置、権限規定を設ける代わりに権限の一部を目的規定に示すご提案ですが、自治運営を担う主体としてのそれぞれの役割と責任は、相互に確認する必要があるものと考えます。

### 2 位置付け等

**意見**

他の法令との関係はどのようになるのか(3件)。

**報告**

自治体は法令に反しない限りで条例を制定することができるとされており、同じ内容については法令の規定が優先されることとなりますが、地方分権の時代においては自治体に法解釈権があることから、条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的とした解釈、運用が求められると考えられます。

**意見**

他の条例に反映されることを望む。また、他の条例は必要に応じて改正も行うべき（3件）。

**報告**

この条例は、市のこれまでの自治の取組を踏まえて制定するものですが、自治運営に関する他

の条例・規則等は、この条例の趣旨を尊重して整合を図る必要があると考えます。

#### 意見

市民については、議員や市長などと同じ位置付けではなく、条例の精神と規定の尊重、その効果を発揮するための協働などが期待されるとすべき（1件）

#### 報告

市民の方々も川崎市における重要な自治の担い手ですので、条例に定められた責務等に従い、本市の自治運営を担っていくものと規定しております。

### 3 定義

#### 市民

##### 意見

市民の範囲に通勤者・通学者、団体などを含めるべきか（6件）。

市民の定義は、外国人も含めた本市の区域内に住所を有する18歳以上の人とすべき（1件）

市民の定義には、日本国籍保有者であることを明記すべき（1件）

市民の定義を幅広く規定することに賛成する（1件）。

##### 報告

本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、川崎という地域社会で働き、学び、またさまざまな活動を行っている幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づいて、市民の範囲に通勤者・通学者、事業者、団体等を含めて規定したものとなっており、外国人や未成年者も当然含まれるものです。また、自治運営を担う市民は、年齢や国籍で狭められるものではないと考えています。

##### 意見

市民の定義に事業者が入ると、市民負担だけが強調されてしまう（1件）。

##### 報告

これからの自治は、事業者も含めて、互いに協力し合うことが、暮らしやすい地域社会をつくるために必要不可欠であるとの認識に基づき、市民の範囲を広げて規定しております。したがって、事業者も市民としての責務がありますが、事業者には別途、法令遵守の徹底、環境の保全等の社会に与える影響を考慮して、地域のまちづくりに貢献していく社会的責任を付加しております。また、市民の属性に応じた権利の保障、責任の分担をすることは合理的な差異なので、市民の範囲を広げても、市民の負担だけが強調されるといった特別の支障は生じないと考えております。

##### 意見

選挙権（選挙行動への積極参加）について規定すべき（1件）。

##### 報告

自治基本条例はあくまでも自治の基本を定めるものであり、具体的な選挙権については規定し

ておりませんが、選挙で選ばれ、間接民主制を担い、市民自治においても重要な役割を担う議会、市長の設置の規定を置き、議会と市長は選挙によって選ばれることを明確にしております。市民の範囲を広くとったことから、直接的に選挙権行使について規定していませんが、自治の基本理念、参加に際する市民の責務などの規定の趣旨からは、選挙権を有する市民は主体的な判断が求められると考えます。

#### 意見

市民と住民の違いは何か（1件）。

#### 報告

市民については、本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人（在勤・在住者）とともに、本市の区域内で活動する人若しくは団体を含めて規定している一方で、住民については住民投票制度の規定で、このうち本市内に住所を有する人として規定しています。

#### 意見

地域で行政の役割を担っている市民の定義に、町内会等の位置付けを明確にすべき（1件）。

#### 報告

本市の区域内において活動を行う団体として市民の中に位置づけるとともに、コミュニティとしての役割を尊重することとしています。

#### 意見

団体には事業者を含むことを明確にすべき（1件）。

#### 報告

市内で活動する団体には、事業者が含まれますし、事業者については市民としての責務とともに、法令遵守の徹底といった社会的責任もあわせて負うことを明確に規定しております。

#### 参加

#### 意見

参加の対象は市政としての市が行うまちづくりに限定しているのか（1件）。

#### 報告

まちづくりなど地域社会の課題は市民自らが解決していくことを基本理念としていますので、この条例においては、参加は市政に対するものと限定して規定しています。

#### 意見

参加の規定は削除すべき（1件）。

#### 報告

自治の基本理念として、地域社会における自治の一部を市に信託しますが、自らも主体的にかかわることによって市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すことが求められますので、参加を定義することが必要と考えます。

## 協働

### 意見

協働でも、市と市民の責任は異なり、市としての役割を果たす必要がある（1件）。

### 報告

協働を推進していくとしても、行政としての役割を持ちつつ、市民の自発的な行動などお互いの役割分担をしながら進めていく必要があると考えています。

### 意見

協働に当たっては、協定書のようなものを事前に取り交わす必要がある（1件）。

### 報告

協働にふさわしい協力の仕方のもとで行っていけば、必ずしも協定を結ばなくとも、行政が適切な役割を果たしていくことができると考えます。

### 意見

協働の定義は何を意味するのか（1件）

### 報告

協働は、市民及び市（議会又は市の執行機関）が、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係にたちながら、市政に協力していくこととしています。

### 意見

協働によるまちづくりの意味を行政職員がわかっていない（1件）。

### 報告

自治基本条例の趣旨を尊重しながら、職員の意識改革を進める必要があり、今後職員への周知に取り組んでまいります。

### 意見

協働には、審査などに時間を要し、かえって実現が遅れる懸念もあり、市民の信託を受けた市長の命令と責任で行うほうが実際的ではないか（1件）。

### 報告

「協働」につきましては、自治基本条例素案のとおり、市民と市とが共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力するものですが、「協働」は、市政の全てにおいて行うことを基本とするものではなく、市民と市との一方のみで課題解決に取り組むよりも、より大きな効果が期待できる場合に限り行われるものです。また、「協働」に当たっては市民と市とは対等な関係ですので、双方が合意することによって行われるものでもあります。

したがって、「協働」の相手方の選択や時期について不都合が生じないよう適切な判断の下で、実施してまいりたいと考えます。

#### 意見

協働は、この条例に基づいて行うことを明記すべき（1件）

#### 報告

協働とは、市民の地域における活動の中からも生まれてきますので、この条例に基づくものに限定されるものではありません。

## 4 基本理念

#### 意見

行政は奉仕の考え方から、基本理念として押し付けるような形は望ましくない（1件）。

#### 報告

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、改めて地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われております。こうした中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われており、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要なことであると考えられます。このため、基本理念については、地域社会の課題を、市民の方々自らが解決していくこと、そしてそこで解決できない課題を市に委ねているという点が重要であるという点をあくまでも確認したものとなっております。

#### 意見

市民自治の基本理念とすべき（2件）。

#### 報告

基本理念に規定する自治を行っていくことにより、確立されていくものが市民自治であると考えます。

#### 意見

地域社会でなく市民社会という言葉を使うべき（1件）。

#### 報告

「市民社会」の用語は法令での使用例はなく、また、その意味も確定されたものではないため、用語の統一を図る観点から「地域社会」と置き換えました。

#### 意見

主権者が自治の一部を信託しているとはどういうことか（1件）。

#### 報告

自治とは広い概念であり、地域の課題を地域で解決するといった自治のかたちもありますが、広範な地域社会における課題のうち、多くの人力が必要であったり、経費がかかったり、より広範囲に行った方が都合がよいことなど自治全体の一部を市に信託していることを示しております。

**意見**

市民が地域社会の課題を解決していくこと、市を設立し、信託していることは削除すべき（1件）。

**報告**

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われております。こうした中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われており、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要であり、自治基本条例において、こうした基本理念を規定することが必要であると考えております。

**意見**

市も地域社会の創造を目指すことを理念として規定すること（1件）。

**報告**

地方自治法の規定により、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を行うこととされており、市の役割として市民とともに目指すものですが、この規定は市民自治として目指す自治の理念、地域社会の課題を解決する主体である市民からの理念として、1号、2号の規定はまとめられています。

**意見**

福祉のみでなく、安全、健康も実現される地域社会の創造を目指すこと（1件）。

**報告**

住民の福祉という言葉は、政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において、物質的及び精神的利益を享受している状態や享受する利益そのものをいうとされ、ここでは安全、健康なども含めた広い概念としての福祉を用いております。

**意見**

日本国法令の関係を規定すること（1件）。

**報告**

日本国憲法の規定に基づき、地方自治に関しては法令で定められているものですが、この条例は市民の総意によって団体としての自治体（川崎市）を設立し、代表としての市長を置き、議会を置くなど、川崎市の自治を担う主体が憲法や法令で定められているものも改めて確認し、条例として規定したものです。

**意見**

国・神奈川県との関係については、削除すべきである（1件）。

**報告**

日本国憲法で定められている地方自治の本旨としての団体自治のあり方を規定したもので、地

方分権の時代において、川崎市が基礎的自治体として、市民の方々の意向を踏まえながら、地域社会の課題の解決に自律的に取り組んでいくには、国県と対等な立場を構築していくことが不可欠であり、前文、基本理念にうたうとともに、一つの章を設けているところです。

## 5 自治運営の基本原則

### 意見

少数被害者の救済について明記すべき（1件）。

### 報告

救済については、自治運営の基本原則に基づいた行政運営の中で市の講ずべき措置として定めています。

### 意見

行政の説明責任を規定すべき（1件）。

### 報告

自治運営の基本原則に基づいた行政運営の基本や財政運営等、評価、苦情、不服等に対する措置、また市民の権利を保障するものとしての自治運営の基本原則に基づく制度等で定められています。したがって、これらを通じて、市民から信託を受けた市政について説明責任を果たすために、その適切な運用を図ってまいります。

### 意見

参加の原則は削除すべき（1件）。

### 報告

信託した市政に対するかかわり方としては、協働のみならず、市政に主体的にかかわる参加も必要であると考えられることから、重要な三つの基本原則の一つとして規定しております。

### 意見

協働の原則はあくまでもこの条例に基づくと規定すべき（1件）。

### 報告

協働とは、市民の地域における活動の中からも生まれてきますので、この条例に基づくものに限定されるものではありません。

### 意見

基本原則として、市民協働の結果を尊重した上で、行政の責任として執行することを規定すべき（1件）。

### 報告

協働は、あくまでも共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいうこととしており、行政運営においては、市民と市が協力し、互いの特性を發揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働するものです。



#### 意見

区長への委任等があっても、最終的責任は市長にあることを規定すべき（1件）。

#### 報告

法令の定めるところによりその責任の帰属は定められます。なお、市長は、市を代表する者ですから、市としての最終的な責任者は市長であると考えます。

#### 意見

町内会等の参加を盛り込むべき（1件）

#### 報告

今回の自治基本条例の策定過程では、検討委員会には、町内会、自治会の代表としてのご参加はいただけていませんでしたが、この条例で規定する区民による会議には参加していただくことを考えています。また、市民の方々が地域の活動に参加しやすい仕組みづくりに努力していきます。

#### 意見

参加しないことによる不利益は削除すべき（1件）。

#### 報告

参加も市民の方々の自発的な発意と自由な意思に基づくものですから、参加しないことによって、特別の不利益が生じることのないように市は配慮する必要があると考えられます。

## 第2 自治を担う主体の役割、責務等

#### 意見

市長や議員の役割等を重視して規定すべき（2件）。

#### 報告

市長や議員の役割については、基本的な枠組みを規定しており、抽象的な記述となっておりますが、最終的にはどこまで細かく規定するかという問題であると考えております。

### 第一 市民

#### 意見

市民の規定は不要（1件）。

#### 報告

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われている中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われております。こうした状況の中で、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要であり、これを確認するものがまさしく自治基本条例であり、憲法や地方自治法に書いていることでも改めて市民の方々にも確認いただ

きたいという趣旨で、重複部分も含めて一緒に規定しております。

#### 意見

市民の権利・責務規定はいきすぎで、行政が担うことを明記すべき（2件）。

#### 報告

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われている中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われております。こうした中で、適切な役割分担にしたがって、行政が担うべき部分もあると考えられますが、補完性の理論（自助・共助・公助）に基づき、協調・協働で取組んでいくことが重要であり、身近な問題は身近なところで解決していく仕組みが今回の条例の考え方です。

### 1 市民の権利

#### 意見

参加は政策の形成に限定すべき（1件）。

#### 報告

最終的な意思決定については、選挙で選ばれた市長及び議員からなる議会によることとなりますので、本市の自治を推進していく中では、自治の重要な担い手である市民の方々が執行や評価といった過程に参加していくことが重要であると考えられます。

#### 意見

参画の言葉を用いるべき（1件）。

#### 報告

参加については、主体的に市民が動くという積極的な意味を含んで使用されることの多い参画を包摂する概念として用いています。

#### 意見

市民の権利として、市政の監視及び評価を行うことを規定すべき（1件）。

#### 報告

(1)から(3)までの権利の中に含まれており、また、行政運営等の規定や自治運営の基本原則に基づく制度等の規定でも保障されるものです。

#### 意見

参加する権利と意見を表明し、提案する権利は同じものでないか（1件）。

#### 報告

いずれの権利も参加の側面を有するものですが、これからの自治運営にとって市民の参加が重要であることから、行政の各過程から見た参加と市民の行動から見た参加とを定め、市民の参加

の権利がより保障されるよう定めたものです。

**意見**

行政サービスは法律に基づき、等しく受けることを明記すべき（1件）。

**報告**

地方自治法第10条の規定では「法律に定めるところにより」行政サービスを受けることができるものと定められていますが、市民の信託を受けて行う市政における行政サービスの根拠は法律に限られるものではないため、記入していません。

**意見**

市民の権利として、選ぶ権利を規定すべき（1件）。

**報告**

選ぶ権利は、市政に参加する権利、意見表明する権利、提案する権利の中に含まれると考えられます。

## 2 市民の責務

**意見**

市民の責務を条例で規定することは憲法違反ではないか（1件）。

**報告**

市民、議会、市長等がそれぞれ役割を担い自治を運営するために必要な責務であり、とりわけ市民については、条例で定める権利が保障されるための責務の範囲に止まるものです。

**意見**

市民の責務を規定することが、市民の意見表明や行動を抑制することにつながる懸念される（1件）。

**報告**

あくまでも自治運営において市民に保障される権利に裏打ちされた責務として規定されているものであり、市民の意見表明や参加といった行動を積極的に認めていくために必要とされるものです。

**意見**

市政運営に伴う負担を分担するとはどういうことか（2件）。

**報告**

これまでも分担いただいた税金や手数料等のことで、市民の権利として、行政サービスを受けることに伴う分担の責務を定めています。

**意見**

市政運営に伴う負担は合理的、説得的であることを明記すべき（1件）。

#### 報告

市政運営は最小の経費で最大の効果をもたらすように運営される必要があると考えられ、その負担もこの考え方を踏まえながら、法令等の規定に従い決定されることが必要であると考えられます。

#### 意見

町内会等への参加を責務として規定すべき（1件）。

#### 報告

町内会等は、この条例ではコミュニティとして位置付けられるもので、暮らしやすい地域社会の形成に非常に重要な役割を持つものですが、その参加は、市民の自由意思に基づいて形成されるものと考えますので、条例による市民の責務とすることは好ましくないものと考えます。

#### 意見

少数者の利害への配慮、多数決による意思決定を行わないことを規定すべき（1件）。

#### 報告

この条例では、市民、議会、市長等による、本市の自治の基本を定めることを内容としており、市民同士の地域社会の課題解決のためのルールは、条例により積極的に関与することは好ましくないものと考えました。

### 3 事業者の社会的責任

#### 意見

定めますでなく、期待しますとすべき（1件）

#### 報告

定めますとの規定は、条例素案であり、今後定めようとする条例の内容をお示しするものとして「定めます」という表現を統一して表記しているもので、条例案の作成に際しては、内容にふさわしい表記に改めます。

### 4 地域社会におけるコミュニティの尊重

#### 意見

法令のもとにコミュニティ施策を推進することを定めるべき（1件）。

#### 報告

コミュニティにかかわる施策は、憲法により保障される結社の自由の規定等に抵触しないようその「自主性及び自律性を尊重しながら」行うべきものと考えました。

## 第二 議会

#### 意見

議会の改革を推進すべき（4件）。

#### 報告

議会運営のあり方については、一義的には議会で自律的に検討されるべきものでありますし、

議会においてもさまざまな改革が進められています。

#### 意見

検討委員会の報告と比較するとトーンダウンしている（2件）。

#### 報告

法令等の抵触や表現等を考慮しながら、一部修正を行っております。

#### 意見

住民の自治的まちづくりを尊重する規定を設けるべき（1件）

#### 報告

議員が努めることとされている「地域の課題や市民の意見を十分に把握」することは、住民の自治的なまちづくりに対し、尊重することと考えます。また、議会に限らず、市は「暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重すること」、「コミュニティの自主性・自律性」を尊重することが規定されています。

## 1 議会の設置

#### 意見

議会の設置は不要（2件）。

#### 報告

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われている中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われております。こうした状況の中で、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要であり、これを確認するものがまさしく自治基本条例であり、憲法や地方自治法に書いていることでも改めて市民の方々にも確認いただきたいという趣旨で、重複部分も含めて一緒に規定しております。

## 2 議会の権限と責務

#### 意見

議会の権限は不要（1件）。

#### 報告

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われている中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われております。こうした状況の中で、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要であり、これを確認するものがまさしく自治基本条例であり、憲法や地方自治法に書いていることでも改めて市民の方々にも確認いただ

きたいという趣旨で、重複部分も含めて一緒に規定しております。

#### 意見

議会は法令及びこの条例等に規定されている権限を行使すると規定すべき（1件）。

#### 報告

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われている中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われております。こうした状況の中で、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要であり、これを確認するものがまさしく自治基本条例であり、憲法や地方自治法に書いていることでも改めて市民の方々にも確認いただきたいという趣旨で、重複部分も含めて一緒に規定しております。

#### 意見

議会は十分な会議だけでなく、会議を行い十分審議することを規定すべき（1件）。

#### 報告

会議の運営については、議会の自律権に委ねることが相応しいものと考えました。

### 3 議員の役割と責務

#### 意見

議員が市政の監視、市政の評価を行うこと、違法不適切な市政を改善させる権利を有することを規定すべき（1件）。

#### 報告

地方自治法の規定により、選挙によって選ばれた議員で構成される議会には、検査、監査の請求、調査権とともに、議決等を通じた是正等を行うことができることとされていますので、議会の権限として規定しました。

#### 意見

議員は法律に基づき権限を行使することを規定すべき（1件）。

#### 報告

権限とは国、地方自治体などの行為が法律上効力を生じうる範囲をいいますので、法律に基づき権限を行使するのは当然と考えます。

### 第三 執行機関 1 執行機関

#### 1 市長の設置

#### 意見

市長の設置規定は削除すべき（2件）。

## 報告

地方分権の本格化（2000年の一括法の施行）により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められております。また、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあるほか、地域を支える市民活動も活発に行われている中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市と自治体との関係はどうあるべきかが問われております。こうした状況の中で、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要であり、これを確認するものがまさしく自治基本条例であり、憲法や地方自治法に書いていることでも改めて市民の方々にも確認いただきたいという趣旨で、重複部分も含めて一緒に規定しております。

## 2 市長その他の執行機関の権限、責務等

### 意見

市長の責務は、福祉の増進のみでなく、基本政策の実現も含むのではないかと（1件）。

### 報告

住民の福祉という言葉は、政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において、物質的及び精神的利益を享受している状態や享受する利益そのものをいうとされ、ここでは安全、健康なども含めた広い概念としての福祉を用いております。

### 意見

執行機関相互の調整権限は、市長固有のものか、その際区長の権限との関係はどうなるのか（2件）。

### 報告

地方自治法では、執行機関相互の権限の調整を市長が有することを規定しており、その権限は市長固有のものであると考えられます。また、区及び区役所の設置目的を達成させるための区長の権限の強化については、従来の法令に定める権限のほか、市長や教育委員会の権限の委任または補助執行を通じて強化を図り、これを総合的な行政サービスとして区民に提供するための事務運用上の調整をとることができるよう体制整備を行うものです。

### 意見

市長は、この条例だけでなく、法律にも依拠して自治を推進することを規定すべき（1件）。

### 報告

法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任の履行については、自治体にも適用されるものです。条例素案では、このことについて「執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行する」と規定しています。

### 意見

市民から付託された義務に基づいて権限を行使することを市長の責務として明記すべき（1件）。

### 報告

市政は市民の信託に基づいていることを前文において明らかにして、その信託にこたえるため

に必要な市長の権限、責務や制度を規定しています。

**意見**

市民の福祉だけでなく、安全、健康の増進も目的として、市長は権限を行使すべき（1件）。

**報告**

住民の福祉という言葉は、政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において、物質的及び精神的利益を享受している状態や享受する利益そのものをいうとされ、ここでは安全、健康なども含めた広い概念としての福祉を用いております。

**意見**

区及び区への委任等にかかわらず、最終的な判断は市長が行うことを規定すべき（1件）。

**報告**

法令の定めるところによりその責任の帰属は定められます。なお、市長は、市を代表する者ですから、市としての最終的な責任者は市長であると考えます。

**意見**

法令に反する行政に対して執行機関自らが適切な法的解決方策を見出すことを規定すべき（1件）。

**報告**

法令遵守（公益通報制度）に関しては、検討委員会報告（報告書14ページ参照）においても議論が分かれたもので、この条例で規定するか否かにかかわらず、検討を進める必要があるものと考えます。現在、執行機関の附属機関として設置されている市民オンブズマンの勧告、意見表明等により行政の非違をただす制度があります。

**意見**

職員も執行機関と同列に責務を規定すべき（1件）。

**報告**

職員は、市の各機関に属して行政運営に従事しているので、各機関が果たすべき責務についても職務を通じて果たしていく必要があります。

**意見**

職員の意識改革が必要（1件）。

**報告**

自治基本条例の趣旨を尊重しながら、職員の意識改革を進める必要があり、取り組んでいくこととしています。

**意見**

職員は市民が主役の意識を持つ必要がある（2件）



#### 報告

職員の意識改革の必要性については、ご意見のとおりであり、市民を大事にする職員を評価していく必要があると考えられます。

### 第三 執行機関 2 行政運営等

#### 1 行政運営の基本等

#### 意見

住民の安全、健康、福祉の増進を本来の役割とすることを規定できないか（1件）。

#### 報告

住民の福祉という言葉は、政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において、物質的及び精神的利益を享受している状態や享受する利益そのものをいうとされ、ここでは安全、健康なども含めた広い概念としての福祉を用いております。

#### 意見

法令に基づく行政運営について規定すべき（7件）。

#### 報告

法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任の履行については、自治体にも適用されるものです。条例素案では、このことについて「執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行する」と規定しています。

#### 意見

計画策定と行政運営に当たり責任を負うことを明確にすべき（1件）。

#### 報告

計画策定や行政運営に当たり、何らかの過失により、市すなわち市民に損害を与えた場合は民間における損害賠償訴訟や株主代表者訴訟制度に対応して、住民訴訟制度、職員の賠償責任制度が地方自治法に規定されています。この条例において「職務を誠実に執行する」と規定していることは、過失のないように慎重に職務を遂行することはもちろん、このような制度についても誠実に対応することを含んでいるものです。

#### 意見

行政の無謬原理に依拠するようでは困る（1件）。

#### 報告

本条例においては、市民の方々の市政への参加を基本原則の一つとして掲げ、意思決定に多様な意見が反映されるようにするとともに、評価について規定し、評価結果を施策、事業等に反映させていくこととしております。

#### 意見

住民自治の範囲を法律が及ばない領域に限ることを明定すべき（1件）

#### 報告

法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任の履行については、自治体

にも適用されるものです。そして法令に基づく市政運営においても参加や協働という市民自治が行われます。法律の及ぶ領域は、行政が行い、及ばない領域は住民自治ということではなく、市政は市民、議会、市長等がそれぞれの役割と責任を果たすことによって運営されるものと考えます。

**意見**

住民参加の場でも、最終的な判断等は市が行うことを規定すべき（1件）。

**報告**

間接民主制を前提とする中では、あくまでも最終的な決定は選挙で選ばれた市長及び議員からなる議会にゆだねられるものであると考えられます。この条例素案においては、議会は市の重要な意思決定を行うことが想定されています。市長は法令に基づいてさまざまな決定の権限を有していますが、それを踏まえましてこの条例素案では、「市長は、この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使する」と定めています。

**意見**

行政は説明責任を果たすことを明定すべき（1件）。

**報告**

自治運営の基本原則に基づいた行政運営の基本や財政運営等、評価、苦情、不服等に対する措置、また市民の権利を保障するものとしての自治運営の基本原則に基づく制度等で定められています。したがって、これらを通じて、市民から信託を受けた市政について説明責任を果たすために、その適切な運用を図ってまいります。

**意見**

行政運営では市政への反映のための参加ではなく、協働を進めることを規定すべき（1件）。

**報告**

自治運営の基本原則の中で、信託した市政に対するかかわりかたとしては、協働のみならず、市政に主体的にかかわる参加も必要であり、「主体的に市民が動く」参画の概念も含めたかたちで定義をしており、参加の推進も必要であると考えられます。

**意見**

行政運営においては、提案等に対する応答でなく、可能な限り実現させることを明記すべき（1件）。

**報告**

最終的な意思決定については、選挙で選ばれた市長及び議員からなる議会によることとなり、そこで実行可能・不可能といった判断が行われるものと考えられ、不可能な場合にはその説明責任を果たしていくことが必要であり、この点も含めて、応答という規定をおいております。

**意見**

施策、事業等に限定せず、市政全体における市民との協働、公平・公正性の確保を進めるべき

(2件)

**報告**

最終的な意思決定については、選挙で選ばれた市長及び議員からなる議会によることとなり、市民及び市が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力する協働については市政全般というよりも、施策、事業等におけるものであり、参加とは異なると考えております。

**意見**

行政には市民の安全、健康も含めた法解釈を義務付けること（1件）。

**報告**

住民の福祉という言葉は、政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において、物質的及び精神的利益を享受している状態や享受する利益そのものをいうとされ、ここでは安全、健康なども含めた広い概念としての福祉を用いております。そして、法令の解釈は、市民の福祉の増進を目的として行うことを規定しています。

**意見**

市の組織は総合性をもって市政を推進することを規定すべき（1件）。

**報告**

行政運営の基本の一つとして効率的、効果的かつ総合的に行うことを規定し、また市長の総合的調整や執行機関が一体として行政機能を発揮することを規定しています。

**意見**

行政に対する議会や市民の改善命令を位置付け、これに対する改善を行政に義務付けるべき（1件）。

**報告**

議員により構成される議会には、検査、監査の請求、調査権とともに、議決等を通じた是正等を行うことができるほか、市民の方々も住民監査請求など、法に基づく行政を是正するためのさまざまな権利が認められておりますが、市長に対する命令という仕組みは、現行法制度上、住民訴訟などに基づいた判決というかたちでしかできません。

### 3 評価

**意見**

住民と議会による市政の監視と評価を規定すべき（3件）。

**報告**

議会については、議会の権限と責務の中で、監視について位置づけているほか、市民についてはその視点に立脚した評価が行われると規定しており、また、評価制度については、市民の参加による委員会を設けて運営を図る予定です。

#### 意見

評価の主体、対象を明確にすべき（2件）。

#### 報告

現在、「川崎再生 ACTON システム」として全事務事業を対象とした点検を行い、行財政改革の推進などに活用されていますが、今後は、市長等により現在策定中の総合計画において定める実行計画等の進行管理を行うものです。また、評価制度については学識者など専門家や市民を含めた第三者からなる委員会を設けて運営を図る予定です。

#### 意見

市民による評価や外部評価を明記すべき（2件）。

#### 報告

評価を、計画・実行・評価・改善という一連の流れの中に位置付け、行政自ら課題解決を図る継続的なシステムが必要と考えておりますので、インターネット等で評価結果を市民に分かり易い形でお示しし、評価結果や評価結果の施策等への反映状況等について幅広くご意見をいただくことを考えております。

### 4 苦情、不服等に対する措置

#### 意見

苦情、不服を受け付ける議会と市民による独立した機関の設置を規定すべき（1件）。

#### 報告

現行法上、議会に附属機関の設置はできないこととされています。しかしながら、本市の制度は、オンブズマンの任命に議会の同意を必要とするなど、現行法の枠内で行政から独立したものとして位置づけられています。また、その運用についてもより一層オンブズマンを設置した目的が実現できるような運用が必要であると考えます。

#### 意見

苦情、不服を受け付ける機関について、改善命令をできるよう規定すべき（1件）。

#### 報告

現行制度においても是正等の措置を求めることが可能です。

## 第三 執行機関 3 区

### 1 区及び区役所

#### 意見

区及び区役所の規定は削除すべき（1件）。

#### 報告

本市の自治運営を考えていく上で、区行政改革の基本方向を「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」と移行していくことが必要であり、法に定める区及び区役所のあり方だけではない市における区・区役所の位置付けを定めるとともに、区長も、区及び区役所の設置目的を果たすために職務を遂行することを規定しています。

**意見**

リストラを推進する中で、区役所における住民サービスの向上が可能か（1件）。

**報告**

IT化の急速な進展等のなかで、区役所窓口を通して行われている各種の証明書発行や税・保険料・使用料等の納付、各種申請等の諸手続きについては、行政サービスコーナーやコンビニエンスストア、パソコン等の電子媒体での処理などの省力化をすすめることで、住民サービスの向上に資するものと考えております。

**意見**

区行政改革を推進する区の力量が不十分であり、その強化が必要であり、今後の進め方を教えてほしい（1件）。

**報告**

地域の課題を発見し、解決する市民協働拠点としての区役所を目指すために、まちづくり拠点・総合的子育て支援拠点・市民協働の拠点の整備、区予算の確立、区民会議の設置などについて、現在検討中であり、総合計画の実行計画の中でロードマップを明らかにしていきたいと考えております。

**意見**

市民と協働しながら区役所の活動を進めてほしい（1件）。

**報告**

本市の自治運営を考えていく上で、区行政改革の基本方向を「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」と移行していくこととしており、具体的には地域課題の解決に向けた地域活動・非営利活動の支援体制の整備などを進めていきます。

**意見**

総合庁舎という名称はわかりにくい。市民の立場に立ってわかりやすいようなサービス提供を行ってほしい（1件）。

**報告**

総合庁舎は、区役所（保健福祉センターを含む）、水道局営業所、道路等一般相談窓口などがあり、区の中心的な行政施設となっており、これをわかりやすく標記したものです。また、区行政改革の中で、便利で快適なサービスを効果的、効率的かつ総合的に提供するように取り組んでまいります。

**意見**

町内会を介さなくとも市政だよりなどが受け取れる体制を作してほしい（1件）。

**報告**

市政だよりについては、21日号を新聞折込とするとともに、市役所、区役所、市民館・図書館などともに、市内の主要駅などでも配布し、市のインターネットホームページでも閲覧ができる

ようにするなど、市民の方々が市の情報にアクセスできるようにしております。

#### 意見

区の所掌事務を条例により定めることを明記すべき（1件）。

#### 報告

地方自治法の規定では、区の設置、区役所の位置、名称、所管区域については条例で定めるところとされ、市長の権限に属する事務を内部組織に分掌させる場合は内部組織の設置と分掌する事務を条例で定めるものとされています。また、市長等の権限に属する事務を委任する場合は、条例で定める必要はなく、本市では規則によって定めることを通例としています。区で行われる事務については、区に分掌事務とするのか、区長への権限の委任とするのかも含め、今後、実行計画の中で明らかになる予定です。いずれにしてもこの条例とは別個の条例または規則によって定められるものと考えます。

## 2 区長の職務

#### 意見

区長の選考方法はどうか（1件）。

#### 報告

区長には、区における地域の課題解決について、区域の行政責任者としてきちんと対応できる人とするのが重要と考えております。現行では市職員からの登用となりますが、今後は、民間からの登用について、制度を含め検討してまいります。

#### 意見

区長の公選制を導入すべきである（6件）。

#### 報告

区長の公選制については、法の改正が必要であり、現状では制度的に困難であると考えられます。

#### 意見

区長の副市長化を行うべき（2件）。

#### 報告

区長の副市長化については、将来的には望ましいと考えられますが、区長のあり方については現行制度下での制約を踏まえて検討していきます。

#### 意見

予算措置を含めた区長の権限強化を積極的に推進すべき（5件）。

#### 報告

区の設置目的を達成し、区長の職務を的確に遂行させるために必要な権限を今後移譲していくこととしており、具体的には事業調整、予算、組織・定数、人事といった分野が想定されます。こうした権限移譲を進めることにより、区長自らの権限と組織によって、地域の課題解決に取り

組むことが可能になると考えております。

**意見**

腰を据えて仕事ができるように、区長の任期を長くしてほしい（2件）。

**報告**

区長については、その役割を果たすことができるように職員配置をしておりますが、今後ご意見を踏まえて検討していきます。

**意見**

区に期待される機能が果たされるよう検討を行うべき（1件）。

**報告**

区行制改革については、昨年度から学識者による委員会を立ち上げ検討を行ってきており、この5月に区行政改革検討委員会報告書を提出いただいております。こうした報告を踏まえながら、区民による会議については、平成17年度に試行的に各区で行うなど、課題を解決しながら取り組んでいくこととしています。

**意見**

区長に委任等がされても最終的な責任は市長等にあることを明記すべき（1件）。

**報告**

法令の定めるところによりその責任の帰属は定められます。なお、市長は、市を代表する者ですから、市としての最終的な責任者は市長であると考えます。

**意見**

区の行政運営も行政運営の基本等の規定に基づいて行われることを明記すべき（1件）。

**報告**

区における行政も行政運営の基本等に基づいて行われるものです。

**意見**

区長は、参加ではなく、市民と協働することだけを原則とすべき（1件）。

**報告**

自治運営の基本原則の中で、信託した市政に対するかかわりかたとしては、協働のみならず、市政に主体的にかかわる参加も必要ですので、参加の推進も必要であると考えます。

**意見**

区長は法令に基づき事務を行うことを明記すべき（1件）。

**報告**

法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任の履行については、自治体にも適用されるものです。条例素案では、このことについて区長も含めて、「執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行する」と規定しています。

#### 意見

区長は、迅速な行政に努めることを規定すべき（1件）。

#### 報告

行政サービスの提供は、「効率的、効果的かつ総合的」に提供することと規定されていますが、この要件に合致する提供の時間的な面で捉えれば「迅速」であることと考えます。

### 3 区に関する市長の責務

#### 意見

市長は区に関する予算をどの程度措置するのか（1件）。

#### 報告

地域の課題を地域で解決するため、区長権限強化、区役所機能強化を進めおりますが、区長の権限を実効あるものとするために、区長が自らの権限と区の組織により執行できる事業などについて、予算を要求し執行できる「区予算のあり方」を検討してまいりました。

具体的には、現行の「魅力ある区づくり推進事業費」（各区5千万円）に加えて、区内の道路を補修する経費や区で企画・執行が可能な事業の経費などが考えられますが、今後、より具体的な事業内容や予算額などについて、関係局を含めた検討を進めてまいります。

#### 意見

市長と区の委任関係を明確にするとともに、最終的な責任は市長にあることを明記すべき（1件）。

#### 報告

区長への委任について本市では規則により明確にしているところです。また、法令の定めるところによりその責任の帰属は定められます。なお、市長は、市を代表する者ですから、市としての最終的な責任者は市長であると考えます。

### 4 区民会議

#### 意見

区民会議は、市民が主体となって構成され、まちづくりの広場のような機能を担うべき（1件）。

#### 報告

具体的には課題を整理し、平成17年度（来年度）の試行を踏まえ、検討していきます。

#### 意見

区民会議は区議会を視野に入れたものか、必要規定はつukらないのか（2件）。

#### 報告

区民による会議は、この条例により、区及び区役所の設置目的達成のために必要な機関であると位置付け、区における課題の調査審議を行うものですが、来年度の試行設置による課題整理を経て、会議の設置条例を改めて制定するものです。したがって、ご意見の規定については、設置条例の制定過程の中で検討を行います。



**意見**

区民会議については公募委員を導入するなど、区民の声が反映されるものとすべき（3件）

区民会議のメンバーはどの様に選ばれるのか（2件）

区民会議については、偏りのないメンバーから構成されるようにすべき（1件）。

区民会議のメンバーの公選とすべき（1件）。

**報告**

区民会議に公選の委員が入れば、選挙を通じた接点がありますが、公選には数億円の費用がかかります。その意味での代表者は市議会議員であり、決定は市議会が行っていますので、区民会議は議決機関ではなく、あくまでもそれを補完するしくみとして位置付けたいと考えています。区民会議は地域の課題解決に向けて審議していただくことになるので、地域住民の総意となるような構成が必要と考えており、具体的には地域の代表や活動分野別団体、区選出議員のほか、公募市民に加わっていただく方向で検討を進めていきたいと考えています。

**意見**

区民会議と市議会の関係性はどうか（2件）

**報告**

代表者は市議会議員であり、決定は市議会が行っていますので、区民会議は議決機関ではなく、あくまでも区レベルにおいてそれを補完するしくみとして位置付けたいと考えています。

**意見**

区民会議を傍聴できるようにしてほしい（1件）。

**報告**

区民会議の傍聴の必要性についてはご意見のとおりと考えます。

**意見**

現在のまちづくり推進組織へ積極的な支援をすべき（区民会議は、これを発展させるべき）（2件）。

**報告**

各区で設置されているまちづくり推進組織につきましては、各区で策定しました「区づくり白書」の具現化を始めとしたさまざまな取り組みを行なうために組織され、地域の課題やまちづくりについて区民自らが考え、積極的に活動していただいております。

今後も地域が抱える課題につきましては、地域と行政が協働して解決していく必要があると考えておりますので、市としましても、区民の自主的な活動を尊重しながら、その活動を支援していきたいと考えています。

**意見**

区民会議の設置は、市民に周知を図りながら、内容についてもっと時間をかけて検討すべき（3件）。

#### 報告

区民会議の設置については区政推進会議やまちづくり推進組織の委員の方々をはじめ、さまざまな方々の意見を聞きながら、検討を進めていきます。

#### 意見

区の既往の住民組織との関係性はどうか（4件）

#### 報告

まちづくり推進組織など区の既往の会議と区民の方々が参加していろいろ議論しているという点では同じであり、調整が必要であると考えています。

#### 意見

区民会議の内容等について明確に規定すべき（2件）。

#### 報告

区民会議については、審議事項、構成員、構成員の選出方法など整理すべき課題があるので、議会、区政推進会議、その他関係機関、団体、市民の皆さんの意見を聴き、課題を整理し、平成17年度（来年度）から要綱に基づいて全区で試行的に実施することとしており、詳細については今後検討していきます。

#### 意見

区民会議の招集者はどうか（1件）

#### 報告

招集は区民会議の長（会長、委員長）が行うのが通常であると考えられますが、具体的には課題を整理し、平成17年度（来年度）の試行を踏まえ、検討していきます。

#### 意見

区民会議は法令の範囲内で審議することを明確すべき（1件）。

#### 報告

市の運営は法令に基づくことは当然のことであり、区民会議も同様であると考えられますが、本市の自治運営に関する最高規範である自治基本条例にはそこまでを規定する必要はないと考えました。

### 第3 自治運営の基本原則に基づく制度等

#### 第一 情報共有による自治の営み

##### 1 情報提供

#### 意見

市民生活において必要な情報は誰が判断するのか（2件）。

#### 報告

行政がもっている情報というのは、本来、市民の皆さんの財産であり、市の情報提供は、それらの情報を適切に管理し、適切に発信するという精神にのっとって判断が行われるべきものであ

ると考えます。したがって判断としてよりは、市民の意向、要望等に基づいた結果と考えます。

#### 意見

外部委託等を推進しても、必要な情報を収集し、提供できるようにすべき（1件）。

#### 報告

行政サービスの外部委託を進める上では、適切な水準を保持することができるように、監督等を行う必要がありますので、必要な情報については収集します。

## 2 情報公開

#### 意見

情報公開には迅速に対応することを規定すべき（1件）。

#### 報告

この条例では、自治運営の基本原則に基づく制度等の骨子となる部分について規定することとしています。したがって、ご意見の迅速であることや、そのほかにも手数料の無償、請求方法、開示方法など制度運営の重要事項がありますが、これらについては、制度条例に委ねております。

## 3 個人情報保護

#### 意見

個人情報保護は、条例が存在するため削除すべき（1件）。

#### 報告

この条例では、自治運営の基本原則に基づく制度等として重要な制度等の骨子となる部分について規定することとしています。したがって、重要な制度等であれば個別の制度条例の制定の有無にかかわらず規定し、本市の自治の基本について、この条例で一覧できるようにしたものです。

## 第二 参加、協働による自治の営み

#### 意見

市民に過度の負担を強くないようにしてほしい（2件）

#### 報告

参加は市民の自由意思に基づくものであり、協働は市民と市とが対等な関係で双方の合意に基づいて行われるものと考えます。したがって、市から負担を強いるものではありませんが、市民の中に参加や協働の広がりを持たせるため、参加の機会の工夫などが必要と考えます。

#### 意見

協働には市民、行政職員の育成が必要であり、生涯学習の体系化等を検討してほしい（2件）。

#### 報告

これからの職員については、市民との協働による取組みができることが重要と考えております。したがって、職員の育成については、実践しながら学習することを含め、研修・育成に努めていきたいと考えております。また、市民とともに学習することについても併せて検討していきたいと考えております。

#### 意見

市民が参加、協働を通じて策定したものについての対応について（1件）。

#### 報告

最終的な意思決定については、選挙で選ばれた市長及び議員からなる議会によることとなりますが、具体的な個別の判断につきましては、予算等の中で、参加して策定いただいた計画等の重要度を見ながら、順次対応してまいります。

## 1 多様な参加の機会の整備

#### 意見

広範な参加とするための政治に対する市民意識の向上を促すことが必要（1件）。

#### 報告

市民参加での市民の意識については、条例を議論する過程や、条例を具体的に運用するなかで、皆さんが参加しやすいようにして、理解がいただけるように努力していきます。

#### 意見

住民参加は、計画、条例、法令遵守を前提とすることを明記すべき（1件）。

#### 報告

法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任の履行については、自治体にも適用されるものです。そして法令に基づく市政運営の中で参加が行われます。

#### 意見

参加に関して条例で規定し、負担を求められるのは如何と思う（1件）。

#### 報告

本条例では、基本的に市民の参加の下で市政を進めていくことを規定したものであり、市民に参加を義務付けたものではありません。このため、参加は自発的な意思に基づくものであること明確にしております。

#### 意見

市政の各段階での参加を規定すべき（1件）。

#### 報告

市民の権利として、政策の形成、執行及び評価の各過程に参加することを規定しており、各過程に参加することができることを原則としております。また、行政運営の基本等においても市民の参加を推進することを定めています。

## 2 審議会等への参加

#### 意見

現行の審議会への公募枠、推薦枠等を見直すべき（2件）。

#### 報告

具体的な見直しについては、本条例に基づき、検討を進めてまいります。

### 3 パブリック・コメント手続

#### 意見

パブリックコメントにおける市民意見を考慮した意思決定はあくまでも法令に即して行うことを規定すべき（1件）。

#### 報告

最終的に、市長・議会が、寄せられた意見を踏まえ、決定していくこととなり、市長・議会の地方自治法等で定める権限の行使を妨げる制度ではありません。

### 4 住民投票制度

#### 意見

住民の発議を規定すべき（1件）。

#### 報告

条例素案においても、住民、議会、市長の3者に発議権を認めてまいります。

#### 意見

自治基本条例の制定・改廃に住民投票を行うべき（2件）。

#### 報告

最終的には、議会が本条例を決定することになりますので、まず基本条例自体が成立しないと住民投票制度の構築も困難であると考えられます。また、自治基本条例のどのような改正も住民投票が必要かなどについては、住民投票に要する費用との関係等からも慎重に検討する必要があります。

#### 意見

住民投票の住民発議要件はどうかなど、具体的にすべき（4件）。

#### 報告

条例素案においても、住民、議会、市長の3者に発議権を認めておりますが、住民のどの程度の署名により発議を認めるかなどの詳細については、今後、住民投票条例の策定に向けた検討のなかで、具体的に検討してまいります。

#### 意見

住民投票と議会の関係はどうか（2件）。

#### 報告

住民投票制度の結果は拘束力を持つものではありませんが、市長・議会は投票結果を尊重しなければならないことが規定されています。

#### 意見

区レベルの住民投票は可能か（1件）。

#### 報告

区民投票は、制度として必要という意見もありますが、費用の問題や学識者による検討委員会の中間報告で指摘されている課題などを整理し、検討する必要があります。

#### 意見

住民投票の対象年齢は20歳以下とすることも検討すべき（1件）。

#### 報告

未成年者も在住要件があれば住民であり、学識者による検討委員会の中間報告では除外する合理的理由はないとされております。住民投票は、市政の重要事案について住民の意思を直接問う制度ですので、今後、検討委員会で具体的な年齢要件等を検討してまいります。

#### 意見

住民投票については、慎重に審議し、市民の意見を求める場を設けるべき（1件）。

#### 報告

平成17年度には、制度の具体化に向けて新たに検討委員会を設置し、制度設計に必要な詳細な検討を行うとともに、広範な市民や議会の皆様のご意見を伺いながら、制度構築に向けた作業を進めていきます。

### 5 協働のための施策整備等

#### 意見

市民活動団体と地縁団体の協働はどの様に行うのか（1件）。

#### 報告

具体的な協働の内容については、現在の市民活動支援指針などを含め、その体系化を図っていく中で検討してまいります。

#### 意見

協働のための指針や制度の整備が必要（2件）。

#### 報告

条例の規定に従い、体系化を図っていく必要があると考えられます。

### 第三 自治の営みのあり方

#### 意見

審議会はどのような構成となるのか（1件）。

#### 報告

市民と学識者によって構成するものと考えていますが、既存の各種制度の審議会等との所掌の調整等が必要ですので、具体的な審議会等の内容については、今後検討してまいります。

**意見**

条例の改正発議はこの審議会でできるか(1件)。

**報告**

市民と学識者によって構成するものと考えていますが、既存の各種制度の審議会等との所掌の調整等が必要ですので、具体的な審議会等の内容については、今後検討していきます。

**意見**

検討委員会の報告書と異なるが、この変更理由は？ (1件)

**報告**

審議会は執行機関に付属するものであり、条例の審議や監視など議会の権限を越権することは認められないと考えられるため内容を修正しました。

#### **第4 国や他の自治体との関係等**

**意見**

国や他の自治体との関係は削除すべきである (2件)。

**報告**

地方分権の時代においては、川崎市が基礎的自治体として、市民の方々の意向を踏まえながら、地域社会の課題の解決に自律的に取り組んでいくことが求められております。このためには、国県と対等な立場を構築していくことが不可欠であり、国・県との関係という団体自治に関する規定も重要であり、前文、基本理念とともに、一つの章を設け、規定しております。

#### **その他**

**意見**

自治基本条例は住民自治を考えるよい契機であった(1件)。

**報告**

分権の時代における自治とは何か、自治体とは何かということを問うことも一つの大きな役割であると考えております。

**意見**

新しい自治の1ページを切り開くものであり、評価する (2件)

**報告**

今後の分権の時代における川崎市の市民自治を規定するものとして、大きな役割を担うと考えられます。

**意見**

条例の施行によってどのような変化が現れるのか (5件)。

**報告**

自治法等では具体的な定めのない、行政運営の基本原則や議会の責務規定、市民協働の拠点としての区役所の役割等を具体的に定めたことは、市民の皆さんにとっても大きなことだと考えら

れます。今後、市民の方々は、こうした規定に基づいて、行政、議会、区役所がその役割、責務を的確に果たしているかをチェックできるようになります。

**意見**

全国に見本となるような条例としてほしい（1件）。

**報告**

既に複数の自治体で条例化が行われていますが、政令指定都市はじめての条例として全国の手本となるような条例に出来ればと考えております。

**意見**

条例を成功させたい（1件）。

**報告**

条例に成功には、策定後も自治の実践を重ねる中で条例を育てていくことが必要であると考えられますので、市民の方々も地域社会の自治の担い手として活動していただければと考えております。

**意見**

内容は住民に行政を決定させるなど危険な部分があり、慎重に内容を検討することが必要（1件）。

**報告**

これまでも学識者を中心とした検討、市民の方々を中心とした検討委員会による検討、そして市民の方々からさまざまな意見をいただくタウンミーティングとさまざまな検討を重ねてきており、この結果を踏まえて作成されるものです。また、自治基本条例は市民の方々とともに、市民自治を推進していく中で、育てていく条例ですので、この点を御理解いただければと思います。

**意見**

改正条項を設けるべき（2件）。

**報告**

改正条項の有無にかかわらず、情勢変化等に対応して改正が必要となれば、自治法の規定に基づき条例改正の手続きを行うことになります。

**意見**

現行法令との関係で規定が困難な事項について、附則で〇〇法改正の時に施行するといった規定は出来ないか（1件）。

**報告**

国に対して法令改正を要請していく意味は大きいとも考えられますが、法令に抵触した条例を議会の議決を経て制定することとなりますので、条例でそのような規定を盛り込むのは難しいと考えられます。



意見

自治基本条例の策定契機は？(3件)

報告

地方分権改革により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められているほか、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、改めて地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつある中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市民と自治体との関係はどうあるべきかが問われているために策定を開始したものです。

意見

自治基本条例はそもそも不要ではないか(3件)。

報告

地方分権改革により、自己責任、自己決定に基づく自治体の自律的運営が強く求められているほか、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などにより、改めて地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあります。こうした状況の中で、改めて、暮らしやすい地域社会とはなにか、自治とはなにか、市民と自治体との関係はどうあるべきかが問われており、市民、議会、行政それぞれが、市における自治のあり方を確認することは重要なことと考えられます。

意見

条例の検討にはもっと時間をかけるべきである(10件)。

報告

現在の地方自治は、間接民主制の制度となっていますが、世の中が複雑になり、市民の意見を反映したまちづくりの必要性がある中で、現在よりも市民の皆さんが意見を言い、自主的に行動を行えるようにする制度が必要であると考えられます。こうした点を踏まえて自治基本条例の策定を進めていることを御理解いただきたいと思います。

意見

市民意見の反映等はどの様になされるのか(7件)

報告

条例案の議会への提案に際して反映させていただきます。

意見

検討委員会における検討内容を教えてほしい(1件)。

報告

検討経過については議事録も含め市のホームページに掲載しております。

意見

市民の関心はどうか(2件)。

報告

市民の委員の方々については60回に及ぶ検討を重ね、報告書を作成し、条例素案については各

区でタウンミーティングを開催し、多くの方のご参加をいただきました。さらに要請等に応じて市民に条例素案の内容についてご説明をさせていただいております。このようにさまざまな機会を通じて周知に努めております。また、自治基本条例は皆さんとともに市民自治を構築していく視点に立って、育てていく条例であると考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いたします。

#### 意見

市議会との協議などはどの様に進めているのか（1件）。

#### 報告

検討委員会での検討の段階から、中間報告会の実施などの節目ごとに総務委員会への報告、中間報告書等の資料提供などを行い、意見をいただくとともに、先の市議会では条例素案について本会議上でご質問をいただき、このような機会を通じて調整を図っております。

#### 意見

県や国との調整は策定過程で行っているのか（1件）。

#### 報告

地方分権の本格化により、自治体は国や県と対等な立場で相互協力に関係に立った自律的運営が求められ、自治体として自立することが必要となっており、この条例でもこのことを本市の自治の基本理念としています。条例の内容も憲法や法令を踏まえたものであり、制定手続においても国や県の関与は必要ありませんので、国や県との調整は行っておりません。

#### 意見

無関心な人にも理解してもらう手立てが必要（1件）。

#### 報告

条例の策定過程は、市民委員を中心とした検討委員会での60回に及ぶ討議と中間報告、報告書案についての市民討議などを経て報告をいただき、これを踏まえ、条例素案をご提示したのですが、この内容につきましても、その重要性から、市政だより特別号の発行・配布、ホームページ上への掲載、タウンミーティングの開催など市民への周知、広報に努めてきましたが、より広範な市民の参加が必要と考えますので、工夫を重ねてまいりたいと考えます。

#### 意見

人間都市といった理念を条例に入れてほしい（1件）。

#### 報告

ご意見の「人間」として生きるための都市の構築は非常に重要なことと考えます。なお、この条例では地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めるためには広範な人たちが力を合わせていくことが必要であることから市民の範囲を通勤者、通学者、活動団体などにも広げています。したがってご意見の点も含め、「市民都市」として本市の目指す都市像を前文に規定しました。

**意見**

手続きルールとして条例をつくるべき（1件）。

**報告**

地方分権の本格化による自律的運営の必要性、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などの社会経済状況の変化などから自治のあり方を確認する必要があり、この条例を定めるもので、理念や基本原則については、その根幹をなすものです。

**意見**

条例の用語を吟味する必要がある(3件)。

**報告**

各規定の語尾については、素案作成の趣旨が、規定しようとする内容を示すためのものであることから統一した表記としていたもので、条例案への検討過程で各規定の内容に相応しい表記と改めるものです。また、用語については、全体を通じて条例案検討過程で再度、調整を図り、併せて条例内容の解説などにより、ご理解いただけるよう取り組んでいきます。

**意見**

職員の条例に対する意識はどうなっているのか（1件）。

**報告**

自治基本条例の趣旨を尊重しながら、職員の意識改革を進める必要があり、周知に取り組んでいくこととしています。

**意見**

条例の構成、内容が革新的過ぎる（1件）。

**報告**

地方分権の本格化による自律的運営の必要性、高度経済成長の終焉、本格的な少子高齢社会の到来などの社会経済状況の変化などから自治のあり方を確認する必要があり、この条例を定めるものですが、地域の課題を市民自らが解決することを基本とする市民自治の理念は、大陸型の自治体制度の中にアメリカ型の仕組みを取り入れるともいわれており、この点では新たな考え方といえるものかもしれません。

**意見**

条例が守られなかった場合の対処はどうなるのか（1件）。

**報告**

条例の趣旨が広く市民の中へ普及するよう努めていきます。

**意見**

地方分権で何が変るのか（1件）。

**報告**

地方分権には二つあり、国と自治体などの官官分権は市が事務処理できれば、経費節減となり、

結果的に市民サービスの強化につながると考えられます。自治基本条例では、本庁と区役所の分権を進め、区役所で解決できるしくみを作ろうとしているほか、区役所の運営に対して区民の方々が意見を言えるしくみとして区民会議を考えております。

**意見**

人権施策や差別のない社会といった規定を盛り込むべき（1件）。

**報告**

前文において一人ひとりの人権が尊重される市民都市川崎を創っていくことを規定し、更に市民は、すべて人として尊重される権利を持っていることを規定しています。